

平成30年9月28日提出

閱 覧 用

平成30年9月市議会定例会

追 加 議 案

〔 報告第17号
議案第66号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第17号	専決処分の報告について（物損事故に係る損害賠償）	1

議案番号	件 名	ページ
議案第66号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	2

報 告

報告第17号

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月28日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第12号

専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年8月30日専決

島田市長 染谷 絹代

損害賠償の額	296,240円
相手方住所	●●●●●●●●
相手方氏名	●●●●
事故発生年月日	平成30年7月18日
事故発生場所	島田市中心部3番の10
事故の概要	公用車を進行方向右側の駐車スペースへ前進させた際、公用車の前方左側が駐車してあった相手方車両の前方左側に接触し、損傷させたもの。

条 例 そ の 他

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年9月28日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「54の項及び55の項」を「57の項及び58の項」に改める。

別表中88の項を89の項とし、63の項から87の項までを1項ずつ繰り下げ、同表62の項中「第64項」を「65の項」に改め、同項を同表63の項とし、同表中61の項を62の項とし、49の項から60の項までを1項ずつ繰り下げ、同表48の項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同項を同表49の項とし、同表47の項の次に次のように加える。

48	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料			申請1件につき27,000円
----	--------------------------------------	-------------------------	--	--	----------------

別表備考4中「58の項」を「59の項」に改め、同表備考5中「59の項」を「60の項」に改め、同表備考6中「60の項」を「61の項」に改め、同表備考7中「61の項」を「62の項」に改め、同表備考8中「60の項」を「61の項」に、「61の項」を「62の項」に改め、同表備考9中「62の項」を「63の項」に改め、同表備考10中「63の項」を「64の項」に改め、同表備考11中「67の項」を「68の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。